

議案第 19 号

橋本市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について

橋本市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

橋本市福祉事務所設置条例(平成18年橋本市条例第130号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、本市に福祉事務所を設置する。 2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 (1) 名称 橋本市福祉事務所 (2) 位置 橋本市東家一丁目3番1号 (3) 所管区域 橋本市一円</p>	<p>(設置) 第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、本市に福祉事務所を設置する。 2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 (1) 名称 橋本市福祉事務所 (2) 位置 橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所内 (3) 所管区域 橋本市一円</p>

附 則

この条例は、平成25年1月4日から施行する。